

タスク・シフティング 推進に関するヒアリング

令和元年7月11日



1. 現在医師や医師以外の職種が担う業務のうち、救急救命士に移管可能な業務について

	業務内容	現行実施職種	ボリューム	移管が可能と思われる理由
1	<p>観察（視触聴打診）、バイタルサイン測定、心電計やパルスオキシメーターによる観察と測定、血糖測定器による血糖測定、用手及び鉗子・吸引器による咽頭・声門上異物の除去、口腔内の吸引、用手及び器具による気道確保、酸素投与及び人工呼吸、気管内チューブを通じた気管吸引、圧迫止血、骨折の固定、精神科領域の処置、小児科領域の処置、産婦人科領域の処置、電気ショック、胸骨圧迫、アドレナリンの投与、ブドウ糖溶液の投与、静脈路確保、体位の維持、安静の維持、保温など33項目</p>	医師	<p>救命救急センターやERなどの救急医療機関における診療の約70% （一般診療や往診診療における約60%）</p>	<p>医政指発0131第1号 医政指発0131第2号</p> <p>救急救命処置の範囲に示される33項目は全て医師の実施する業務であり救急救命士に移管可能である。医師の具体的指示を必要とする救急救命処置についても適応と医師の具体的指示を得られれば移管可能である。これらに移管するに際して新たな教育・実習期間の設定及び現行の教育・実習期間の延長は不要である。</p>
2	<p>観察（視触聴打診）、バイタルサイン測定、心電計やパルスオキシメーターによる観察、体位の維持、安静の維持など</p>	看護師	<p>救急外来 トリアージの約90%</p>	<p>現行法のもと看護師が実施可能な行為であるが、業務移管が可能。</p>

2. 現在、救急救命士が担う業務のうち、他職種に移管可能な業務について

	業務内容	移管先 実施職種	ボリューム	移管が可能と思われる理由
1	特になし			

3. 新たに業務移管を受けた際の質の確保について

	業務内容	質確保対策案
1	救急救命処置の範囲に示される33項目	<p>業務開始に際し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務プロトコルを作成し医師により事前指示を明示する。 ・医師の具体的指示を必要とする救急救命処置を実施するために、医師の具体的指示を受ける方策について具其他的な手順などを明示する。 ・実施した救急救命処置についての検証体制の整備。

4. タスクシフト推進に関する課題について

	業務内容	課題
1	救急救命処置の範囲に示される33項目	<p>現在の養成課程の教育内容（科目・単位）について救急救命処置の範囲について十分な教育・実習を実施しているためタスクシフトに際して新たな教育・実習時間の設定は不要である。</p> <p>就労先の医療機関において新たな業務を開始するに先立ちプロトコル等について教育・実習を実施することが望ましい。</p>

5. タスクシフト先進事例・国外との業務比較について

Comunity Paramedic アメリカ合衆国

- ・ 住民、地域社会、ヘルスケアシステムの指導者として権限を与え最適なウェルネスを提供する取り組み。
- ・ 農村部に住む高齢者、移民、貧困家庭に対して健康と幸福への資源を提供する。
 - 1) プライマリケア
 - 2) 公衆衛生
 - 3) 疾病管理
 - 4) 予防とウェルネス
 - 5) メンタルヘルス
 - 6) 口腔内の健康

課題① <場所制限>

救急救命士法第44条第2項

- 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行ってはならない。
ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

救急救命士法施行規則第22条

- 「救急用自動車等」とは、重度傷病者の搬送のために使用する救急用自動車、船舶及び航空機であって、医師の指示を受けるために必要な通信設備その他の救急救命処置を適正に行うために必要な構造設備を有するものとする。
←法令改正や現行法解釈の変更も視野に入れる必要がある。

課題② <養成教育年限>

- ・ 総務省所管 : 6ヶ月以上 (救急隊員)
- ・ 防衛省所管 : 1年 (陸海空自衛官)
- ・ 厚生労働省所管 : 2年 (専門学校)
- ・ 文部科学省所管 : 4年 (大学)

※国家資格である医療専門職養成において、専門学校での最低教育年限が2年制であるのは、救急救命士と歯科技工士のみである。